

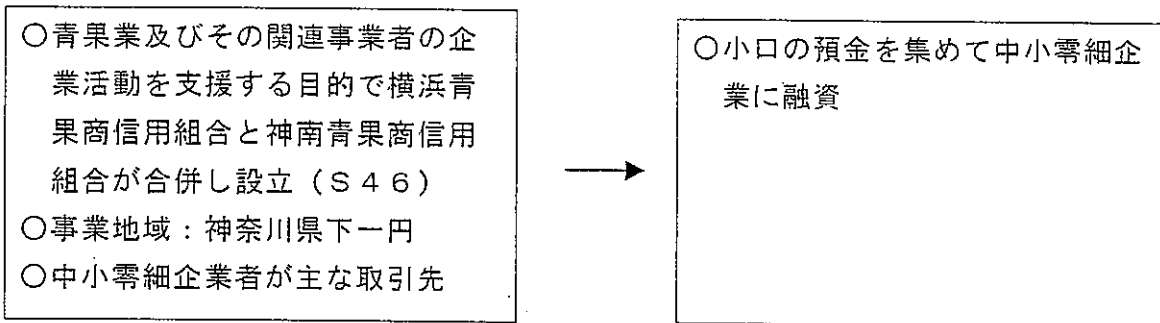
「管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について」 骨子

1. はじめに

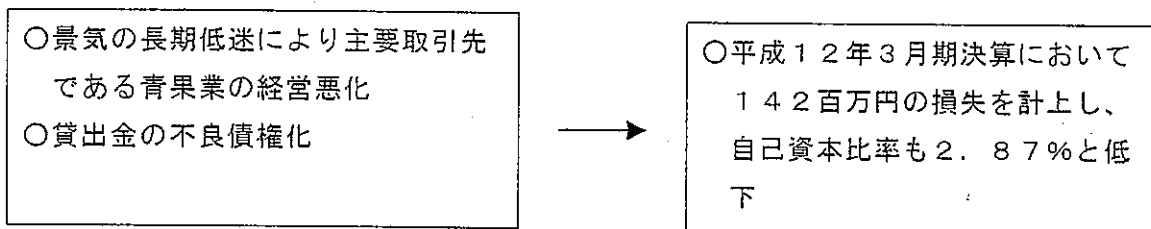
当組合は、平成13年3月16日、金融再生法第8条第1項第2号に基づく「管理を命ずる処分」を内閣総理大臣より受け、同法第13条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査し以下のとおり報告するものである。

2. 経営破綻の原因

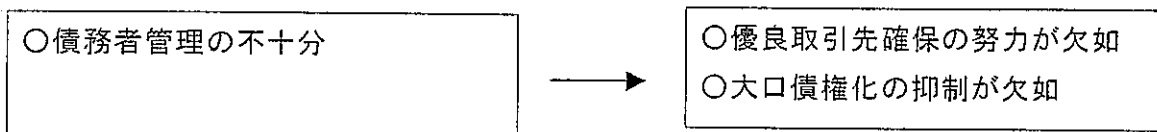
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況



(2) 経営破綻に至った経緯



(3) 破綻に至った要因



3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

- 神奈川県の実査結果に基づく自己査定の見直しと修正により、平成12年3月期決算において142百万円の損失を計上し、自己資本比率も2.87%と大幅に低下。
- 経営改善計画に沿って出資金の増強等を図ったものの、計画の達成には至らず。
- 平成12年12月末基準で行った自己査定において、377百万円の償却・引当が必要となり、その結果171百万円の債務超過となる。

(2) 自己資本回復の断念

○平成13年3月以降、急速な預金の流失が始まり、資金繰りは逼迫の度を深め、市場での信認回復は著しく困難となる。

○平成13年3月16日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を内閣総理大臣に対し行う。